

財務省告示第百八十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十九年四月二十七日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十九年五月十日
 財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項の適	振替法の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行	発行行
利付国庫債券（二十年）（第九十 四回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十六條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け	額面金額で四百十九億円	四百十九億二千二百五十七万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年四月二十七日	額面金額百円につき百円三銭	年二・一パーセント

十二

の経過
払込み
利子

日本郵政公社総裁は、払込金額に
加え、次の算式により算出し、
た金額を第十八号に規定する期
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1}{100} \times \frac{38}{365}$$

十三

初期
利子

平成十九年九月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期
以後の
利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十五

償還
金額

平成三十九年三月二十日
額面金額百円につき百円

十六

元利
支

日本銀行

十七

払込
期日

平成十九年四月二十七日

十八

払込
期日